

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

お知らせ	公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	人 材 政 策 室	1 頁
	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（教育委員会関係分抜粋）	教 育 総 務 室	2 頁
	学校教育法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	教 育 総 務 室	2 頁
	知事、副知事及び出納長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（教育委員会関係分抜粋）	福 利 ・ 給 与 室	3 頁
	知事、副知事及び出納長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（教育委員会関係分抜粋）	福 利 ・ 給 与 室	4 頁
	三重県手数料条例の一部を料改正する条例（教育委員会関係分抜粋）	人 材 政 策 室	4 頁
	公立学校職員定数条例の一部を改正する条例	人 材 政 策 室	4 頁
	公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	人 材 政 策 室	5 頁
	三重県立高等学校条例の一部を改正する条例	予 算 経 理 室	5 頁
	三重県立特殊教育諸学校条例の一部を改正する条例	小 中 学 校 教 育 室	6 頁

### お 知 ら せ

平成19年3月20日付け三重県公報号外に「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則」が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）の規定に基づき、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十九年三月二十日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋

三重県教育委員会委員長 山 根 一 枝

三重県人事委員会規則

三重県教育委員会規則 第三号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年 三重県人事委員会規則 第三号 三重県教育委員会規則 第四号）の一部を次のように

改正する。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第六条第一項中「定め」の下に「又は」を加え、「置き、又は条例第八条の規定により休業時間を」を削る。

第七条第一項中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改め、同項第二号中「並びに盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

第七条の二から第七条の四までの規定中「第九条の二第一項」を「第九条第一項」に改める。

第七条の五から第七条の七までの規定中「第九条の二第二項」を「第九条第二項」に改める。  
第二十三条中「休息時間」を削る。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年三月二十日付け三重県公報外に教育委員会関係条例が次のように掲載されました。

(教育委員会関係分抜粋)

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布します。

平成十九年三月二十日

三重県知事 野 田 昭 彦

三重県条例第三号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

(略)

(三重県母子福祉センター条例等の一部改正)

第八条 次に掲げる条例の規定中「出納長」を削る。

- 一 三重県母子福祉センター条例(昭和三十九年三重県条例第二十六号)第三条第二項
- 二 三重県営総合競技場条例(昭和四十三年三重県条例第三十七号)第三条第二項
- 三 三重県都市公園条例(昭和四十七年三重県条例第三十三号)第十四条の三第二項
- 四 三重県営松阪野球場条例(昭和五十年三重県条例第三十号)第二条第二項
- 五 三重県営ライフル射撃場条例(昭和五十一年三重県条例第六号)第二条第二項
- 六 三重県身体障害者総合福祉センター条例(昭和六十年三重県条例第一号)第三条第二項
- 七 三重県立鈴鹿青少年センター条例(昭和六十年三重県条例第五号)第三条第二項
- 八 みえこどもの城条例(平成元年三重県条例第四号)第三条第二項
- 九 三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例(平成四年三重県条例第三十二号)第三条第二項
- 十 三重県営サンアリーナ条例(平成六年三重県条例第四号)第三条第二項
- 十一 三重県総合文化センター条例(平成六年三重県条例第五号)第三条第二項
- 十二 三重県交通安全研修センター条例(平成七年三重県条例第五号)第三条第二項
- 十三 三重県特定公共賃貸住宅条例(平成八年三重県条例第二十八号)第三十条第二項
- 十四 三重県営住宅条例(平成九年三重県条例第五十二号)第五十一条第二項
- 十五 三重県立ゆめとらふの条例(平成九年三重県条例第五十七号)第三条第二項
- 十六 三重県視覚障害者支援センター条例(平成十七年三重県条例第四十一号)第三条第二項
- 十七 三重県立熊野古道センター条例(平成十八年三重県条例第四号)第三条第二項

(略)

附 則

(略)

(出納長等に関する経過措置)

2 この条例の施行の際改正法附則第三条第一項の規定により在職する出納長の任期中に限り、第八条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定、第九条の規定による改正前の三重県特別職報酬等審議会条例第二条の規定及び第十条の規定による廃止前の副出納長設置および定数条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

(略)

学校教育法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布します。

平成十九年三月二十日

三重県知事 野 田 昭 彦

三重県条例第五号

学校教育法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員<sup>の</sup>給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三備考(一)中「助奨<sup>給</sup>、講<sup>給</sup>」を「准奨<sup>給</sup>、講<sup>給</sup>、助<sup>給</sup>」に改める。

(公立学校職員<sup>の</sup>給与に関する条例の一部改正)

第二条 公立学校職員<sup>の</sup>給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「盲<sup>学</sup>校、聾<sup>学</sup>校及び養護<sup>学</sup>校」を「特別支援<sup>学</sup>校」に改め、同項第三号中「盲<sup>学</sup>校、聾<sup>学</sup>校及び養護<sup>学</sup>校」を「及び特別支援<sup>学</sup>校」に改める。

第十七条第二項第八号中「特殊<sup>学</sup>校勤務手当」を「特別支援<sup>学</sup>校勤務手当」に、「盲<sup>学</sup>校、聾<sup>学</sup>校及び養護<sup>学</sup>校」を「特別支援<sup>学</sup>校」に改める。

第二十五条の三第一項及び第三項中「盲<sup>学</sup>校、聾<sup>学</sup>校若しくは養護<sup>学</sup>校」を「特別支援<sup>学</sup>校」に改める。

別表第一備考(一)中「訓<sup>非</sup>校、職<sup>非</sup>校及び講<sup>非</sup>校」を「及び研<sup>非</sup>校」に改める。

別表第五第八号の項中「特殊<sup>学</sup>校勤務手当」を「特別支援<sup>学</sup>校勤務手当」に改める。

(県立高等学校等の現業職員<sup>の</sup>給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第三条 県立高等学校等の現業職員<sup>の</sup>給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年三重県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「盲<sup>学</sup>校、聾<sup>学</sup>校及び養護<sup>学</sup>校」を「及び特別支援<sup>学</sup>校」に改める。

(三重県建築基準条例の一部改正)

第四条 三重県建築基準条例(昭和四十六年三重県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第八条中「盲<sup>学</sup>校、ろう<sup>学</sup>校、養護<sup>学</sup>校」を「特別支援<sup>学</sup>校」に改める。

(三重県教育職員特別免許状授与審査委員<sup>の</sup>設置に関する条例の一部改正)

第五条 三重県教育職員特別免許状授与審査委員<sup>の</sup>設置に関する条例(平成十一年三重県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「盲<sup>学</sup>校、ろう<sup>学</sup>校又は養護<sup>学</sup>校」を「又は特別支援<sup>学</sup>校」に改める。

(犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例の一部改正)

第六条 犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例(平成十六年三重県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「盲<sup>学</sup>校、聾<sup>学</sup>校、養護<sup>学</sup>校」を「特別支援<sup>学</sup>校」に改める。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(教育委員会関係分披)

知事、副知事及び出納長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十九年三月二十日

三重県知事 野 田 昭 彦

三重県条例第九号

知事、副知事及び出納長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(略)

(三重県教育委員会教育長<sup>の</sup>給与等に関する条例の一部改正)

第二条 三重県教育委員会教育長<sup>の</sup>給与等に関する条例(平成十三年三重県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「八十一万五千円」を「八十万八千円」に改める。

(略)

附 則

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(略)

(教育委員会関係分扱)

知事、副知事及び出納長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十九年三月二十日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第十号

知事、副知事及び出納長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事、副知事及び出納長等の給与の特例に関する条例(平成十七年三重県条例第二号)の一部を次のように改正する。

(略)

第一条中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に、「副知事及び出納長」を「及び副知事」に改める。

(略)

附 則

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(略)

(教育委員会関係分扱)

三重県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十九年三月二十日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第十三号

三重県手数料条例の一部を改正する条例

三重県手数料条例(平成十二年三重県条例第四号)の一部を次のように改正する。

(略)

別表第一第三百五十六号の項中「基づく普通免許状の授与」の下に「並びに第五条の二第三項の規定に基づく新教育領域の追加の定め(普通免許状に係るものに限る。)」を加え、「授与手数料」を「授与等手数料」に改め、同表第三百五十八号の項中「基づく臨時免許状の授与」の下に「及び第五条の二第三項の規定に基づく新教育領域の追加の定め(臨時免許状に係るものに限る。)」を加え、「授与手数料」を「授与等手数料」に改める。

(略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第九十二号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 別表第二中第四十一号の十の項を第四十一号の十一の項とし、同項の次に第四十一号の十二の項を加える改正規定、同表中第四十一号の九の項を第四十一号の十の項とし、第四十一号の三の項から第四十一号の八の項までを一項ずつ繰り下げる改正規定、同表第四十一号の二の項の改正規定、同表に第四十一号の二の項を加える改正規定、同表第三百五十六号の項及び第三百五十八号の項の改正規定、別表第十四の改正規定(同表を別表第十五とする部分を除く。)並びに次項の規定 平成十九年四月一日

(略)

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十九年三月二十日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第二十三号

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例

公立学校職員定数条例(昭和三十二年三重県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「三、五五九人」を「三、四四五人」に、「二五〇人」を「二四六人」に、「三、九七六人」を

「三、八五八」に改め、同条第二号中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「九〇一人」を「九三七人」に、「二、〇二人」を「二、〇四八人」に改める。

第四条第一号中「六、三八七人」を「六、三六四人」に、「四一六人」を「四一五人」に、「四二〇人」を「四一三人」に、「七、三五九人」を「七、三三八人」に改め、同条第二号中「三、六〇一人」を「三、五四九人」に、「二六七人」を「二六八人」に、「一九人」を「二三人」に、「二七八人」を「二七六人」に、「三、九六五人」を「三、九一五人」に改める。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十九年三月二十日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第二十四号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。  
第八条を削り、第九条を第八条とする。

第九条の二第二項中「第九条第二項」を「前条第二項」に改め、同条を第九条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

（公立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

2 公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改める。

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十九年三月二十日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第二十五号

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例

三重県立高等学校条例（昭和三十九年三重県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一三重県立長島高等学校の項を削る。

別表第二授業料の欄中「二一五、二〇〇円」を「二一八、八〇〇円」に、「三、九七〇円」を「四、〇九〇円」に、「一、六四〇円」を「一、七〇〇円」に、「三一、二〇〇円」を「三一、四〇〇円」に、「三一〇円」を「三二〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日において三重県立長島高等学校に在学している者は、この条例の施行の日には三重県立尾鷲高等学校長島分校に在学しているものとする。

3 平成十九年度においては、改正後の別表第一中「二一八、八〇〇円」とあるのは「二一六、四〇〇円」で、「四、〇九〇円」とあるのは「四、〇一〇円」で、「一、七〇〇円」とあるのは「一、六四〇円」で、「三一、四〇〇円」とあるのは「三一、二〇〇円」で、「三一〇円」とあるのは「三二〇円」で、平成二十年度においては、同表中「二一八、八〇〇円」とあるのは「二一七、六〇〇円」で、「四、〇九〇円」とあるのは「四、〇五〇円」で、「一、七〇〇円」とあるのは「一、六四〇円」で、「三一、四〇〇円」とあるのは「三一、二〇〇円」で、「三一〇円」とあるのは「三二〇円」とする。

三重県立特殊教育諸学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十九年三月二十日

三重県知事 野 田 昭 彦

三重県条例第二十六号

三重県立特殊教育諸学校条例の一部を改正する条例

三重県立特殊教育諸学校条例（昭和三十九年三重県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

三重県立特別支援学校条例

第一条中「三重県立特殊教育諸学校」を「三重県立特別支援学校」に、「特殊学校」を「特別支援学校」に改める。

第二条第一項中「特殊学校」を「特別支援学校」に改め、同項の表中「三重県立城山養護学校」を「三重県立城山特別支援学校」に、「三重県立草の実養護学校」を「三重県立草の実特別支援学校」に、「三重県立杉の子養護学校」を「三重県立杉の子特別支援学校」に、「三重県立緑ヶ丘養護学校」を「三重県立緑ヶ丘特別支援学校」に、「三重県立稲葉養護学校」を「三重県立稲葉特別支援学校」に、「三重県立西日野養護学校」を「三重県立特別支援学校西日野にし学園」に、「三重県立度会養護学校」を「三重県立度会特別支援学校」に、「三重県立養護学校東紀州くろしお学園」を「三重県立特別支援学校東紀州くろしお学園」に、「三重県立養護学校東紀州くろしお学園おわせ分校」を「三重県立特別支援学校東紀州くろしお学園おわせ分校」に、「三重県立養護学校五城わかば学園」を「三重県立特別支援学校五城わかば学園」に、「三重県立養護学校伊賀つばさ学園」を「三重県立特別支援学校伊賀つばさ学園」に、「三重県立養護学校北勢きらら学園」を「三重県立特別支援学校北勢きらら学園」に改め、同条第二項中「特殊学校」を「特別支援学校」に改める。

第三条中「特殊学校の幼稚部及び高等部」を「特別支援学校」に、「次の表のしおり」を「次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの」に改め、同条の表を削り、同条に次の各号を加える。

- 一 幼稚部 三年以内
- 二 高等部 三年
- 三 高等部専攻科 三年以内

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。